

良乳供給所を設置せよ、子守任せをやめよ、母乳に限る」の文字を羅列してありましたのはこの展覽會

を一貫する思想として長く頭に残りました。

育児に關する迷信的傳說

内務省

死體と共に埋葬すと云ふ。〈釧路〉

京都府

一、幼兒の屢々夭折する家庭に在りては、嬰兒の無病健全を祈るため出産後七日乃至十日位經過したるとき箕(農具)に蒲團を敷き、其上に嬰兒を置き之を他家の軒下に捨てたる如く假裝し貰兒として育つときは無病健全なりと云ひ豫め拾ひ主と打合せ置き吉日を選び拾ひ主より晴衣を著せ捨てたる主婦を招き祝宴を開き嬰兒の前途を祝福し貰ひ受け歸るを例せり。〈市郡を通じて行ふ〉

大阪府

一、人見嫌する幼兒に對しては、濡雜巾にして面部を拭けば、他人に狎るゝとを云ひ、又夜間泣く兒は、枕元に出刃又は小刀を置けば、泣き止むと云ふ。尙又出産時の湯を瓶に入れて、二本枕元に備置くときは母乳不足せずと稱し居れり。〈石狩〉

一、夫婦共厄年に相當する年に、出産せし兒は、生育鈍しこと稱し、此の厄禍を避くる方法として道路の四ツ辻に產兒を棄つる眞似をし、之を拾ひ上げたる他人より其の子を貰ひ受くる等の假裝をなす例あり。〈渡島〉

一、脱落せし臍の緒は布片を以て包み(守袋の形)母が首に提げ永久保存す。此風習は兒童教育健全を守護する爲なりと云ふ。而して死亡したる時は其の

北海道

一、人見嫌する幼兒に對しては、濡雜巾にして面

育を阻碍せらるゝことなしと傳ふ。

神奈川縣

一、産兒男なるときは筆墨、女なるときは針を添へ産穢物を家屋の土臺下等家族の足下に位する場所を選び埋没す、(之れは産兒の發展を希望し尙ほ両親の意に服せしむるを意味す)。

一、女子の不健康なる家には女兒に男兒(例へば「勇」の如く命名するものあり又「あぐり」と命名するものあり)。

埼玉縣

一、鬼子母神、呑龍聖人、地藏尊、觀世音等を信仰し生兒の健全に發育する様祈願するもの尠からず。就中呑龍聖人を崇拜するものは兒童を呑龍坊主と稱して七歳まで男女共剃髪して御弟子となし以て佛陀の加護を祈るものなり。

群馬縣

一、改名即ち男子に女子の如き名を付け又は女子に男子の如き名を附けて呼ぶの例あり例へば、佐藤金太郎をはなと呼ぶが如し。何れも健全に育つと云ふ迷信なり。

一、舊十二月一日「川ビタリ」餅と稱して餅を搗き

川に流すことあり。斯くするときは子供が川に流れ死することなしとの迷信なり。

一、生れたる兒に對し第一著に「ボーッキ」の根若くは實の皮を煎じて飲ましむ之は蟲氣を防ぐとの傳説なり。

千葉縣

一、一家三夫婦ある家に於て作りたる里芋を祕密に食せしむれば妊娠す。又「ホウ」の木を植ふれば同じく妊娠すと傳ふ。(各地方に行はる)

栃木縣

一、出生後男子は二十一日、女子は三十一日目に宮詣りと稱して神詣り及び子供の仲間入りと稱して錢と赤飯とを近隣の子供に分與する風習あり。猶ほ百日目に食初めと稱し赤飯及齒の固くなる様に小石を挟みて食せしむる眞似を爲すものなり。

愛知縣

一、出產後七日夜に當りて嬰兒の顔に白粉を塗り額に紅を以て壽の一字を書き是れ即ち長壽百歳を保つと云ひ或は亦白粉を塗るは女子にして成長の上結婚式のとき此の塗りたる白粉が顔に浮き出でゝ美顔となる謂なりと稱して専ら實行し居れり。

一、母親の乳出でざるときは、鯉の目玉を抜き之を呑み盲の鯉となし池に放つときは忽ち乳の出る様になる謂ふ。

一、育児身體の虛弱なるときは、弘法大師の御弟子とする誓ひ三年五年長きは十五年位迄剃髪せしめ男女子の別なく、頭髪を蓄へざるときは將來健康なりと謂ふ。

一、本縣尾張東北部地方に於ては丹羽郡池野村に鎮座せる尾張富士淺間神社へ小兒を十五歳又は二十歳と年齢を限定し預けると稱し祈願し其の年限中は毎年祭禮に石を携帶參詣し其の場合金鎌を借り來り小兒の守札となさば必ず成長と稱し此の傳説頗る高

舊曆六月一日井戸覗きと稱し育児を連れ該井戸を覗かしめ其の井水を呑ましむるに於ては子供は蟲疳が出ざると稱し古來より傳へられ當日、市内竝に近在より參詣する者數萬人なり。

山形縣

一、生後六ヶ月前に歯の生へたるときは之れを親食ひ歯と稱し之を忌み嫌ひ近所の者に願ひ申合せ嬰

児をして「タラヒ」に入れて川に流し近所のものは川下に居りて之を拾ひ上げたるを更に、實母に於て貰ひ受けたる體になすものなり。

秋田縣

一、產後三日内に名を付けざるに雷鳴あれば獸の名の字を付するの例あり。寅吉、寅松、熊五郎、丑松女はトラ、クマ、ウシ、イノ等の如し又七日以内に雷鳴あれば名に金の字を付するの例あり。金藏、銀治、鐵藏の如き女は、テツ、キン、ギン、カ子の如きを付するものなり。

福井縣

一、產兒の初湯を沸かす際其の燃料中に漆器又は漆の容器を加ふるときは產兒は生涯漆に感せず又汗疹を豫防すと云ふ。

石川縣

一、丑の年生れの子は家の跡を絶やすと云ふ故に多くは養子に遣すか然らざれば「外」字に因み命名するを習慣せり(外吉)(男)外枝(女)の如し。

島根縣

一、父母又は父母の一人が四十一歳の時に生れたる子は其の親が四十二歳の時其の子は成長せず或は

成長せず或は成長するも親を喰ふと唱へ豫め近隣の者と打合せ置き生児を最寄の四つ街道に遺棄したる真似をなし近隣の者は其の育児を拾ひ上てる體を爲し更に生家の者に遣はし生家は之を貰ひ子として養育す。

愛媛縣

一、雙子なる時は衣類其の他を男女に不拘同一のものを用ひ然らざれば「一方死」すと言ふ。

宮崎縣

一、南那珂郡鶴戸村（官幣神社大社神宮鎮座地）にては乳児に鶴戸山御乳飴を食はしむれば母乳なくとも安穩に成育すと云ひ傳ふ其由來は豊玉姫鷦鷯不合

尊を産ませられ其のまゝ龍宮へ立去り給ひしに依り玉衣姫は末飴にて尊を育て給ひしとの古傳による。

沖繩縣

一、外出の際乳兒を携へ行くときは、眉間に鍋墨を附け魔除けと爲すの迷信あり。

一、本縣に於ては赤兒は出生當日又は翌日命名式を行ふ。其の命名の任に當る者は子孫繁榮し居る老婆を選び婆は赤兒を抱きたる儘桑の枝を以て作りたる矢を番へて的に放て命名を爲しそれより赤兒を座敷に臥せしめ赤兒の胸部腹部に蟹を歩ませ又は「バッタ」を飛ばし赤兒の無事健康なる發育を祈る風習あり。

出産に關する特殊の風習

北海道

一、分娩に際し夫が其腰部を抱き默して安産を祈願し又は神佛に燈明を點し家族一同拜號して安産を祈願し或は清水を小皿其他の容器に盛り之を捧げて

内務省

安産を祈願して後之を産婦に呑ましむる等の風習あり。（釧路）

一、難産の場合一人は産婦を背負ひ産婦には臼を擔せ静に家の内を走行せしむ。而して産婦の後面よ